## 山形県農林水産部農業農村整備事業 BIM/CIM 活用業務試行要領

#### 1. 趣旨

本要領は、建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図るため、山形県農林水産部が発注する農業農村整備事業の業務委託において、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management)を活用する業務(以下、BIM/CIM活用業務という。)を試行するにあたり、国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン(案)(農林水産省)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2. BIM/CIM活用業務の実施方法

(1) BIM/CIM活用業務の適用方法

BIM/CIM 活用業務については、特記仕様書等に明記する。

なお、BIM/CIM 活用業務は、次の発注形式を標準とする。ただし、先行工程の3次元データに関する成果品が納品されている業務においては、原則としてBIM/CIM活用業務としていずれかの発注方式を適用する。

- 1)発注者指定型 発注者の指定により BIM/CIM の活用を行う場合に適用する。
- 2) 受注者希望型 契約後において受注者から BIM/CIM の活用希望があった場合に適用する。

# 3. BIM/CIM 活用の推進のための措置

(1)業務成績評定

監督(調査)員による評価における、次の2項目にて評価する。

①「実施状況の評価:創意工夫:1.当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析の手法・技術に関する提案がなされている。」

## 【受注者希望型の場合】

②「実施状況の評価: 創意工夫: 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。」

なお、特記仕様書に設定された項目の各段階において、BIM/CIM を採用しない業務の成績評定については、次により減点を行うものとする。また、BIM/CIM 活用を途中で中止した業務についても同様の評価を行うものとする。

#### 1) 発注者指定型

受注者の責により、特記仕様書に定める項目の一部又は全部において BIM/CIM の活用ができない場合は、契約違反として業務成績評定から措置の内容に応じて減点する。なお、契約後の協議により、契約変更を行い発注者指定型とした業務は、契約時の受注者の選定に影響を与えないため、業務成績評定での減点は行わない。

# 2) 受注者希望型

業務契約後、受注者からの提案により BIM/CIM 活用によって特記仕様書に定める 実施項目を行う予定としていたもので、BIM/CIM の活用ができない場合は、契約時 の受注者の選定に影響を与えないため、業務成績評定での減点は行わない。

附則

この要領の改定は、令和6年10月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。